

## 山梨県営業時間短縮要請協力金申請要領

### 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第24条第9項の規定に基づき、令和3年1月22日に発表した「営業時間短縮の協力要請について」に応じていただいた事業者に対し、協力金を交付します。

### 2 協力金の内容

やまなしグリーン・ゾーン認証を受けた施設及びガイドラインの策定により休業協力要請対象から個別に解除された施設のうち、次に掲げる県の要請に応じて営業時間の短縮を行った事業者に対し「山梨県営業時間短縮要請協力金」を交付します。

〈営業時間短縮の協力要請について〉

要請区域：山梨県全域

要請期間：令和3年1月25日（月）0時から令和3年2月7日（日）24時まで

対象施設：ア 食事提供施設

飲食店（居酒屋、接待及びカラオケを伴わないバー・スナックを含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスのみを提供する場合を除く。）

イ 遊興施設

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー・スナック（接待又はカラオケを伴うものに限る。）、カラオケボックス、ライブハウスで、山梨県の特措法第24条第9項に基づく協力要請において休業等の協力要請（以下「休業等の協力要請」という。）を個別解除された施設

ウ ホテル・旅館

休業等の協力要請を個別解除されたホテル又は旅館及び休業等の協力要請の対象となっていないホテル又は旅館のうち、宴会場など専ら飲食を提供するスペース（宿泊部屋を除く。）

要請内容：営業時間（ホテル・旅館においては飲食提供時間）を5時から21時までに短縮するよう要請します。

#### (1) 交付対象店舗・施設及び交付額

山梨県内に所在し、通常時において、21時から翌日5時までの時間帯を含む営業（ホテル・旅館においては、専ら飲食を提供するスペースにおける飲食の提供。以下同様）を行っている以下の施設で、県の営業時間短縮の協力要請に応じたものに対して、次のとおり協力金を交付します。ただし、週末のみ夜遅くまで営業している店舗・施設など、21時以降の営業を行う日数が通常時において週3日以下の場合の交付額は、それぞれの額の2分の1とします。

##### ア やまなしグリーン・ゾーン認証を受けた飲食店等

- ① 1月24日までにグリーン・ゾーン認証申請書が受理（郵送の場合、1月25日に到達したものを含む）され、原則として令和3年6月30日までに認証された施設
  - ・ 1月25日から2月7日まで14日間協力した場合 56万円
  - ・ 1月29日から2月7日まで10日間協力した場合 40万円
- ②①以外で1月29日までにグリーン・ゾーン認証申請書が受理（郵送又は持参の場合、同日17時までに到着）され、原則として令和3年6月30日までに認証された施設
  - ・ 1月29日から2月7日まで10日間協力した場合 40万円

## イ 遊興施設のうちガイドラインの策定により休業等の協力要請を個別解除された施設

- ① 1月22日時点で個別解除された施設（同日付の個別解除決定を含む）
  - ・ 1月25日から2月7日まで14日間協力した場合 56万円
  - ・ 1月29日から2月7日まで10日間協力した場合 40万円
- ②①以外で1月22日までに解除申請の受付が終了し、1月29日までに個別解除された施設（同日付の個別解除決定を含む）
  - ・ 1月29日から2月7日まで10日間協力した場合 40万円

## ウ やまなしグリーン・ゾーン認証を受けたホテル・旅館

- ① 休業等の協力要請の対象施設（集会の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの）のうち、1月22日時点で休業等の協力要請を個別解除された施設で、1月24日までにグリーン・ゾーン認証申請書が受理（郵送の場合、1月25日に到達したものを含む）され、原則として令和3年6月30日までに認証された施設
  - ・ 1月25日から2月7日まで14日間協力した場合 56万円
  - ・ 1月29日から2月7日まで10日間協力した場合 40万円
- ②①以外の休業等の協力要請の対象施設（集会の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの）のうち、1月22日時点で休業等の協力要請を個別解除された施設で、1月29日までにグリーン・ゾーン認証申請書が受理（郵送又は持参の場合、同日17時までには到達）され、原則として令和3年6月30日までに認証された施設
  - ・ 1月29日から2月7日まで10日間協力した場合 40万円
- ③ 休業等の協力要請の対象外施設（集会の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以内のもの）で、1月24日までにグリーン・ゾーン認証申請書が受理（郵送の場合、1月25日に到達したものを含む）され、原則として令和3年6月30日までに認証された施設
  - ・ 1月25日から2月7日まで14日間協力した場合 56万円
  - ・ 1月29日から2月7日まで10日間協力した場合 40万円
- ④③以外の休業等の協力要請の対象外施設（集会の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以内のもの）で、1月29日までにやまなしグリーン・ゾーン認証申請書が受理（郵送又は持参の場合、同日17時までには到達）され、原則として令和3年6月30日までに認証された施設
  - ・ 1月29日から2月7日まで10日間協力した場合 40万円

## (2) 交付要件

次の「ア」から「カ」までの要件を全て満たすこと

- ア 山梨県内に交付対象店舗・施設を有すること
- イ 交付対象店舗・施設において、21時から翌日5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年1月25日0時から令和3年2月7日24時までの期間、5時から21時までの間に営業時間（ホテル・旅館においては飲食の提供時間。以下同様。）の短縮を連続して行うこと  
ただし、仕入れ業者等の関係者との調整、従業員の配置調整その他の理由により令和3年1月25日0時からの営業時間短縮に応じることが困難であった者については、令和3年1月29日0時から令和3年2月7日24時までの間に営業時間の短縮を連続して行うこと  
※ 期間中に1日でも営業時間の短縮をしなかった場合は交付対象外となります。なお、定休日は営業時間を短縮した日とみなします。
- ウ 対象店舗・施設にかかる食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること

ホテル・旅館においては、食品衛生法に基づく営業許可証及び旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく営業許可証に記載されている営業者であること

エ 令和 3 年 1 月 22 日（営業時間短縮要請日）時点で、必要な許認可等を取得し、対象店舗・施設において営業の実態があること。また、当該許可等の有効期限が令和 3 年 2 月 7 日（営業時間短縮要請期間の最終日）以降であること

オ 対象店舗・施設において、営業時間短縮の案内を掲示していること

カ 山梨県暴力団排除条例（平成 22 年山梨県条例第 35 号）に規定する暴力団又は暴力団員が営業に関与する事業者等ではないこと

### 3 申請方法

#### (1) 申請受付期間

申請書の受付は、令和 3 年 2 月 8 日（月）から令和 3 年 3 月 8 日（月）までとなります（郵送の場合は同日の消印有効）。

※ グリーン・ゾーン認証を申請中の施設についても、必ず上記申請受付期間中に申請してください（協力金の交付はグリーン・ゾーン認証を受けた後となります）。

#### (2) オンライン申請

県のホームページから、申請受付システムに必要な事項を入力し、送信してください。

○ 県ホームページアドレス <https://www.pref.yamanashi.jp/>

○ 電子申請受付システムアドレス [https://va.apollon.nta.co.jp/yamanashi\\_kyou-ryoku/](https://va.apollon.nta.co.jp/yamanashi_kyou-ryoku/)

#### (3) 郵送

事務局から送付した書類に必要な事項を記入のうえ必要書類を添付して郵送するか、県のホームページからダウンロードした申請書に必要な事項を記入のうえ必要書類を添付して郵送してください。

（事務局）〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16-1 富士急行ビル9階C  
山梨県営業時間短縮要請協力金事務局

#### (4) 留意点

ア 複数の遊興施設・飲食店等を運営している事業者は、休業等の協力要請を個別に解除されている施設ごと、又はグリーン・ゾーン認証を受けている店舗ごとに申請してください。

イ ホテル・旅館を運営している事業者は、グリーン・ゾーン認証を受けている施設ごとに申請してください。

ウ 感染拡大防止のため、窓口での申請受付や相談対応等はいりません。

エ 郵送の場合、封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。なお、文字の判別が困難になる恐れがあるため、FAXによる提出は不可とします。

オ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することがありますので、書類は控えをとるようにしてください。

カ 申請書類等は返却しません。また、申請に係る費用は申請者自身の負担となります。

キ 申請件数が非常に多くなることが予想されることから、支払いまでに時間がかかることが想定されますので、予めご了解をお願いします。

### 4 申請に必要な書類

申請書類は追加・修正する場合があります。

① 交付申請書【様式 1-1】

② 誓約書【様式 1-2】

③ 飲食店等については食品衛生法の飲食店営業許可証の写し、ホテル・旅館については飲食店営業許可証及び旅館業法の営業許可証の写し

④振込先の通帳等の写し【様式1-3】

- ・「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人（フリガナ）」がわかること
- ・預金通帳の場合、表紙裏側の中表紙の見開き
- ・インターネットバンキングの場合は、上記の情報がわかるサイトのページ

⑤対象店舗・施設において「営業時間短縮の案内」（又は休業の案内）を掲示したことがわかるもの【様式1-4】

- ・店先や施設内に掲示した案内の写真又はホームページの写し等を提出してください。

⑥対象店舗・施設の「通常時の営業時間」がわかるもの【様式1-5】

- ・通常時の営業時間の状況についての記載又は通常時の営業時間が分かる資料等を提出してください。

## 5 その他

① 支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗・施設の営業時間の短縮等の取組状況や対象施設の運営等の再開に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

② 協力金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定に基づき、交付決定を取り消すとともに、協力金の返還を命じます。

協力金の返還を命じたときは、この命令にかかる協力金の受領日から納付日までの日数に応じ、返還すべき協力金の額に、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（加算額）を県に納付しなければなりません。また、協力金の返還を命じられたにもかかわらず、返還すべき協力金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に対して、同条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（延滞金）を支払っていただきます。

③ ②の場合において、協力金の交付を受けた事業者名、対象店舗・施設などの情報を公表することがあります。

## 6 問合せ先

山梨県営業時間短縮要請協力金事務局

山梨県甲府市丸の内二丁目16-1 富士急行ビル9階C

電話 055-222-6111（受付時間：平日10時から17時）

E-mail yamanashikyoryoku@gmail.com